



▲日本尊厳死協会
発行の会員証。

私は、私の傷病が不治であり、かつ死が迫っていたり、生命維持措置無しでは生存できない状態に陥った場合に備えて、私の家族、縁者ならびに私の医療に携わっている方々に次の要望を宣言いたします。この宣言書は、私の精神が健全な状態にある時に書いたものであります。したがって、私の精神が健全な状態にある時に私自身が破棄するか、または撤回する旨の文書を作成しない限り有効であります。

- ①私の傷病が、現代の医学では不治の状態であり、既に死が迫っていると診断された場合には、ただ単に死期を引き延ばすための延命措置はお断りいたします。
- ②ただしこの場合、私の苦痛を和らげるためには、麻薬などの適切な使用により十分な緩和医療を行ってください。
- ③私が回復不能な遷延性意識障害（持続的植物状態）に陥った時は生命維持措置を取りやめてください。

以上、私の宣言による要望を忠実に果たしてくださった方々に深く感謝申し上げますとともに、その方々が私の要望に従ってくださった行為一切の責任は私自身にあることを付記いたします。

「ここに記載されているのは包括的な指示のみですが、希望者には、細かな指示を記すことができる書面もご用意しています」（江藤さん）

家族にとっても、愛する人の生死の選択を一任されるのは、つらく、重いことですよね。ならば、元気なうちに自分の意思を書面に残しておきましょうというのが、リビング・ウ

リビング・ ウイル

「リビング・ ウイル」を 知っていますか？



ドラマで、彩加が春海と向き合うきっかけになる

「リビング・ウイル（尊厳死宣言書）」。

その意義や現状について、尊厳死への理解を広める活動をしている一般財団法人日本尊厳死協会の江藤真佐子事務局次長に聞いた。

Q リビング・ ウイルとは？

事故や病気で回復の見込みがなくなった場合、無理に延命措置を施さず、自然に安らかな最期を迎えたい——いわゆる「尊厳死」を望む方が、近年増えていきます。ただ、日本には尊厳死に関する法律がないため、医師は患者本人の意思確認や家族の同意がなければ、延命措置を継続せざるを得ないのが現状です。



Q どれくらいの方 が登録されて いるんですか？

私どもの協会には、現在、約11万人の方が登録されています。約40年前に協会を設立したころは、なかなか尊厳死に対する理解が得られませんでした。しかし、地道に草の根運動を続けてきた結果、ようやく、医療現場にも世間一般の方にも、広く認知されるようになってきました。リビング・ウイルを発行する病院や自治体も年々増えていきます。しかし、ほかの先進国では、すでに尊厳死は当然の権利として認められ、法制化も進んでいます。一方、日本では、医師の倫理観や医療に対する考え方がよって対応が異なるため、尊厳死を受け入れてもらえないケ

スも……。まだまだ、十分には理解が進んでいないなというのが実感ですね。

Q 登録にあたり、 気をつける ことは？

いちばん優先すべきは、ご本人の意思ですが、家族と話し合っただけで同意を得ることも大切ですよ。いざというときにトラブルにならないよう、署名する際、家族に立会人となってもらった方が、自分が意思表示できなくなった場合の医療代理人を決めて明記しておいたりするといいですね。中には、亡くなったあと、遺品整理の際にリビング・ウイルが発見されて、初めてご家族が知るケースもあります。すばらしい人生を送ってきたのに、自分の意思に反する形で最期を迎えることになったら悲しいですよ。元気なうちに、人生をどう幕引きするのか決めておくことは、周りの人への気遣いにもなります。

もちろん、何としても生きるために延命治療を受けたいという方の思いも尊重すべきです。同様に、延命治療を受けない権利があることも、知っていただければ幸いです。